

# 技術情報

## 注目される飼料イネ『たちすずか』

### 「たちすずか」の飼料特性⑦ 収穫ステージ

#### 「たちすずか」の栽培方法

県立総合技術研究所畜産技術センター 河野幸雄 氏

従来のWCS(ホールクロップサイレージ)用飼料イネの収穫適期は黄熟期(概ね出穂後30日)が最適で、これよりも早いステージで収穫すると水分が多く不良発酵になりやすく、逆に黄熟期より遅いステージで収穫すると消化が悪く栄養価が低くなる問題があります。一方、「たちすずか」は従来品種とは特性が大きく異なるため、収穫適期も違います。

今回は、「たちすずか」の収穫適期を考える上で重要な成分の変化について解説します。

#### 1) 水分含量

飼料イネを収穫する時の水分含量は、WCSの品質を左右する重要な項目です。従来品種の場合、サイレージ調製に適した水分含量は60～65%ですが、茎葉主体である「たちすずか」の場合は60～70%が推奨範囲です。推奨範囲より高い水分含量では酪酸発酵が生じやすく、低すぎると発酵が弱くなり、カビが発生しやすくなるなど品質低下の原因になります。図1に「たちすずか」と「クサノホシ」の出穂後と水分含量の関係を示しました。「たちすずか」は「クサノホシ」と比べて水分含量の変化が緩やかであることが分かりますが、これは水分含量の低下が遅い茎葉部の割合が多いためです。その結果、「クサノホシ」は推奨水分範囲を短期間で経過してしまうのに対し、「たちすずか」は概ね出穂後30日目頃から長期間にわたり推奨範囲に留まることになり、WCS調製に好都合です。

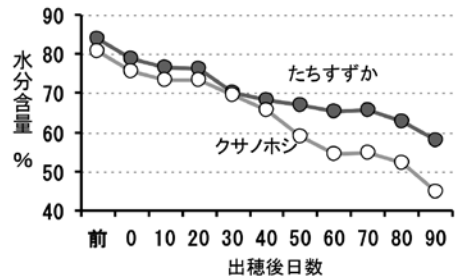


図1 水分含量の推移

#### 2) 糖含量

出穂後日数に伴う糖含量の推移を図2に示しました。「クサノホシ」の糖含量は出穂後日数の経過とともに低下するのに対し、「たちすずか」は出穂後20日から40日にかけて急速に増加し、その後は高い値を維持します。糖はサイレージ発酵の際に微生物のエサになる物質であるため、ある程度高いほうが良く、「たちすずか」の場合でも出穂後30日目以降に収穫することが望ましいようです。

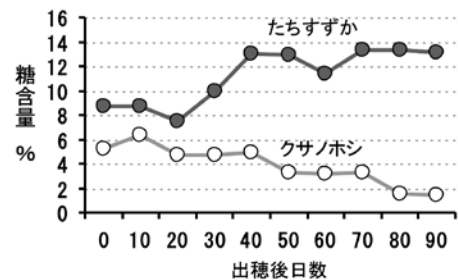


図2 糖含量の推移

#### 3) タンパク含量

一般に、飼料イネのタンパク含量は比較的低く、牧草類と比較した場合の欠点とされます。飼料イネのタンパク含量は窒素施肥量に大きく影響され、適切な肥培管理を行えばタンパク含量が6～8%程度のWCSを作ることができます。図3に示したように、タンパク含量は「たちすずか」「クサノホシ」いずれの品種も出穂前には高い値ですが、穂が出ると急速に低下し、出穂後20日目以降は変化しません。このため、収穫に適した出穂後30日目以降であればどの時期に収穫しても大差ありません。

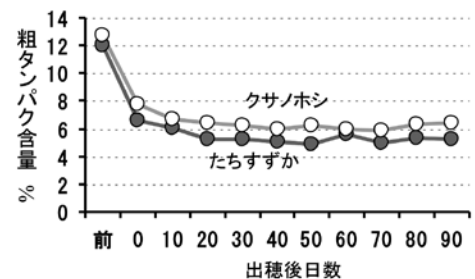


図3 粗タンパク含量の推移

#### 4) 消化率(第一胃内)

図4には出穂後日数に伴う第一胃内の乾物消化率(48時間培養)の推移を示しました。「クサノホシ」は出穂後日数の経過とともに消化率が急激に低下することがわかります。このように、従来のWCS用飼料イネは刈り遅れると消化率が低下し、栄養価が低下するため、刈遅れないよう特に注意が必要です。一方、「たちすずか」の消化率も出穂後日数の経過とともに低下する傾向がありますが、その低下速度は「クサノホシ」と比較して、極めて緩やかであることがわかります。このことは、刈遅れによる栄養価の低下が小さいことを意味しています。

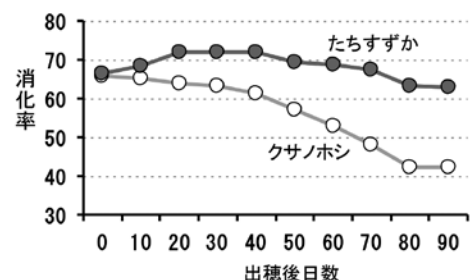


図4 乾物消化率の推移 第一胃内 48時間

以上のことから、各種成分や消化率のデータから判断して「たちすずか」は収穫適期が「クサノホシ」よりも大幅に長く設定することが可能で、少なくとも出穂後60日目までは搾乳牛に給与できます。



## 森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

第60回

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

# 法人課税のあらましⅢ

先月に引き続き法人の所得にかかる税金の話です。法人にかかる税金は①法人税、②法人事業税(地方法人特別税を含む)、③法人住民税(道府県民税、市町村民税)でした。今月は③の法人住民税について触れます。

## 1. 法人住民税

### (1) 納税義務者

法人税とほぼ同じで、納税義務者は「法人」となります。(法4①)。人格のない社団等は法人とみなされます(法3)。ただし、公益法人等、人格のない社団等については、納税義務者となるのは、収益事業を営む場合に限られます(法4①後段)。

### (2) 課税標準

法人税額(前記の「法人税額計」)です。

課税標準 × 税率 - 特別控除 + 特別税額 - 控除所得税額・外国税額 - 中間申告額

||

「法人税額計」(別表1(1)「10」)

### (3) 税率 ①均等割(標準税率)

資本金等の額	従業者数	道府県民税	市町村民税
50億円超	50人超	80万円	300万円
	50人以下		41万円
10億円超 50億円以下	50人超	54万円	175万円
	50人以下		41万円
1億円超 10億円以下	50人超	13万円	40万円
	50人以下		16万円
1千万円超 1億円以下	50人超	5万円	15万円
	50人以下		13万円
1千万円以下	50人超	2万円	12万円
	50人以下		5万円
(非出資)	—	2万円	5万円

### ②法人税割(標準税率)

道府県民税 5%  
市町村民税 12.3%

最後にこれまで説明してきたまとめとして、法人課税の実効税率を示しておきます。資本金 1,000 万円以下の法人の場合の各税の税率及び実効税率は次のとおりです。

表. 法人課税の各税の税率と実効税率(平成 24 年度以降・資本金 1,000 万円以下の法人)

種別 年所得金額	法人税	復興特別法人税	事業税	地方法人特別税	道府県民税	市町村民税	実効税率
400万円以下	15%	法人税額の 10%	2.7%	事業税額の 81%	法人税額 ×5% + 2万円	法人税額 × 12.3% + 5万円	22.9%
400万円超 800万円以下			4.0%				24.6%
800万円超			5.3%				38.4%

注. 地方税の税率は標準税率による。

## 2. 農業生産法人に関する特例 <農業経営基盤強化準備金>

農業経営基盤強化準備金制度は、平成 19 年度税制改正によって創設された制度です。農業経営基盤強化準備金制度では、青色申告をする認定農業者の農業生産法人が、交付を受けた水田・畑作経営所得安定対策交付金等(以下「対象交付金」という。)を基礎として計算した積立限度額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額について、損金に算入します。対象交付金は、①農業者戸別所得補償制度、②環境保全型農業直接支援対策、③水田・畑作経営所得安定対策です。

また、農用地又は特定農業機械等の取得等をして農業の用に供した場合は、農業経営基盤強化準備金を取り崩すか、直接、対象交付金をもって、その農用地等について圧縮記帳をすることができます。農業経営基盤強化準備金は、積立事業年度から 5 年経過した事業年度(6 年目)に取り崩して益金算入することになります。